

鳥取砂丘における撮影行為についての指導マニュアル

本マニュアルは「山陰海岸国立公園管理計画書（平成22年3月）」6 その他国立公園の適正な保護及び利用促進のために必要な事項、(5)、鳥取砂丘の利用指導方針、(イ)業務に伴う撮影に係る指導マニュアルである。

1. 指導事項

- (1) 一般公園利用者を排除しないものであること。
- (2) 長期間に亘るものでないこと。
- (3) 主要展望地である「馬の背」、「オアシス」周辺については、公園利用者の展望、観察等の妨げにならないよう留意すること。
- (4) 撮影終了後は、跡地を風致景観の保護上支障のないよう原状回復すること。

2. 指導方法

- (1) 事前相談を受けた関係機関は、撮影行為者に1の事項を伝える。
- (2) 事前相談を受けた関係機関は、撮影行為者に撮影予定日時、場所、砂丘に置く撮影機材、撮影会社名、担当者名、電話番号などを記載した概要書を任意でFAX等により提出してもらい、その情報は関係機関で共有する。
- (3) 事前相談を受けた関係機関は、撮影行為者に自然公園法及び文化財保護法の手続きが必要な場合は、所管部署へ連絡するよう伝える。

3. その他

- (1) 関係機関は以下のとおりとする。
 - 環境省浦富自然保護官事務所
 - 鳥取県生活環境部公園自然課
 - 鳥取県生活環境部砂丘事務所
 - 鳥取県東部総合事務所
 - 鳥取県教育委員会
 - 鳥取市
 - 鳥取市教育委員会
- (2) このマニュアルは、平成22年3月18日より施行する。

4. 参考事項

(1) 自然公園法の解釈

許可を要する行為（自然公園法第13条第3項及び第14条第3項に該当する行為）

- ・工作物を土地に定着する行為をいう。

（注）人力運搬が不可能なものを砂丘内に置く行為、撮影用レールを砂丘内に設置する行為、撮影機材（例：集音マイク）を砂に突き刺し固定する行為、天幕を設営する行為等も含まれる。

許可不要行為（自然公園法第13条第3項及び第14条第3項に該当する行為以外の行為）

- ・人力運搬が可能な小規模撮影機材等を砂丘面に置く程度の行為。

（注）人力運搬が可能な小規模撮影機材等とは、カメラ三脚、ケーブル、バッテリー、収録モニター、録音デッキ、照明レフ板、スタンド、イス等をいう。

- ・人力で運搬可能な小さな工芸品等を被写体として砂丘内に置いて撮影する行為。

（注）人力で運搬可能な小さな工芸品等とは、二人程度の人力で一度に運搬可能なもので、1個の立面積、人力で一度に運搬した物を組み立てて砂丘へ置いた立面積、マット状に広げた平面積等が横1m、縦2m程度のシルエットより小さいものとする。（面積基準は立面と平面は同じ。）

(2) 文化財保護法の解釈

天然記念物指定区域内で（１）及び記載の全ての行為は許可を要する行為（文化財保護法第１２５条第１項に該当する行為）

第１２５条第１項中のただし書については、文化財保護法施行令第５条第４項及び文化庁次長通知「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について」を参照すること。

（３）各法所管部署（窓口）

自然公園法

- ・環境省浦富自然保護官事務所
- ・鳥取県東部総合事務所
- ・鳥取市

文化財保護法

- ・鳥取市教育委員会